

## 常時公募物件の売却申請から所有権移転までの流れ

### 1 売却申請書及び見積書の提出

#### (1) 受付時間

受付時間は、午前9時30分から午後5時までの間で、先着順で売却します。(閉庁日(土曜、日曜及び祝日を除く。))

午前9時30分の時点で、同一物件に複数の売却申請がある場合は、見積合わせを行い、見積金額の高い者を落札候補者(契約予定者)と決定します。

#### (2) 提出場所

売却申請書等の提出は、下記売却担当課です。

- 物件番号2 広島市財政局管財課(広島市役所本庁舎9階)  
電話 082-504-2080
- 物件番号3 広島市都市整備局都市整備調整課(広島市役所本庁舎6階)  
電話 082-504-2313

#### (3) 提出書類

- ア 売却申請書
- イ 見積書
- ウ 委任状(代理人が申請・見積りをする場合に提出)
- エ 使用印鑑届(印鑑登録済みの印鑑(実印)以外の別の印を、申請書・見積書に押印される場合に提出)

#### (4) 見積回数

1回

#### (5) 開札

- ア 売却申請者が1名の場合  
見積書提出時に開札し、最低売却価格(予定価格)以上で、落札候補者(契約予定者)と決定します。
- イ 売却申請者が複数の場合  
見積合わせを行い、最低売却価格(予定価格)以上で、最高の価格で見積った者を落札候補者(契約予定者)と決定します。

### 2 資格確認申請書等の提出

#### (1) 書類提出期限

落札候補者(契約予定者)は、落札候補者決定日から7日を経過する日(最終日が広島市の休日になるときは、その日後において、その日に最も近い広島市の休日でない日)までに資格確認申請書等を提出し、資格確認の審査申請をする必要があります。

#### (2) 提出書類

##### 個人の場合

- ① 資格確認申請書
- ② 印鑑証明書 1通
- ③ 身分証明書(外国人の方は住民票(写)) 1通
- ④ 市税の納税証明書(滞納のない旨) 1通

(注) ②及び③は、発行後3か月以内のもの。

身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。

連名(共有)で見積りの場合は、連名者全員の書類が必要です。

## 法人の場合

- ① 資格確認申請書
- ② 印鑑証明書 1通
- ③ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（現在事項全部証明書） 1通
- ④ 役員名簿（法人登記簿謄本又は登記事項証明書に記載されている役員全員）
- ⑤ 市税の納税証明書（滞納のない旨） 1通

（注）②及び③は、発行後3か月以内のもの。

連名（共有）で見積りの場合は、連名者全員の書類が必要です。

- (3) 提出できなかった場合  
その者がした見積りを無効とします。

## 3 資格確認・落札者の決定

- (1) 資格確認  
落札候補者（契約予定者）について、見積参加資格の確認を実施します。
- (2) 資格確認期間  
市税の納付状況や、暴力団員等でないことを確認するため、3週間程度の日数を要します。
- (3) 落札者の決定  
落札候補者（契約予定者）が資格を有すると認められた場合、落札者として決定します。

## 4 契約の締結（売買代金の支払い）

- (1) 契約締結期限  
落札者決定の日から5日を経過する日（最終日が広島市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い広島市の休日でない日）まで。
- (2) 契約保証金の支払い  
契約締結時に、売買代金の10%以上の契約保証金の支払いが必要です。  
（契約締結時に売買代金を一括で支払う場合は、契約保証金は不要です。）
- (3) 売買代金（残金）支払期限  
契約締結日から1か月以内の支払いが必要です。  
（契約保証金は、売買代金の一部に充当します。）  
※売買代金の支払期限までに売買代金を支払わない場合は、契約保証金は返還されず、広島市に帰属します。

## 5 所有権の移転（物件の引渡し）

- (1) 所有権移転  
ア 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を、現状有姿のまま引き渡します。  
イ 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に広島市が行います。

## 6 見積参加資格・留意事項等

見積参加資格、見積りに当たっての留意事項及び契約上の主な特約などについては、「市有地常時公募売却実施要領」をご確認ください。